令和3年6月4日三春町議会定例会6月会議を三春町議会議場に招集した。

- 1 応招議員・不応招議員
 - 1) 応招議員(14名)

2番	橋 本	善次	3番	井	上		聡	4番	新	田	信	<u> </u>
5番	山崎	ふじ子	6番	鈴	木	利	_	7番	佐	藤	_	八
8番	三 瓶	文 博	9番	松	村	妙	子	10番	篠	崎		聡
11番	佐久間	正 俊	13番	影	Щ	常	光	14番	隂	Щ	丈	夫
15番	影山	初 吉	16番	佐	藤		弘					

- 2) 不応招議員(2名)
 - 1番 本 田 忠 良 12番 橋 本 善一郎
- 2 会議に付した事件は次のとおりである。
 - 議案第32号 町長の給与の特例に関する条例の制定について
 - 議案第33号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第34号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第35号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第36号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第37号 令和3年度三春町一般会計補正予算(第1号)について
 - 議案第38号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
 - 議案第39号 令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
 - 議案第40号 令和3年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について

《議員提出議案》

発議第 6号 多核種除去設備等処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める意見書の提出について

令和3年6月4日(金曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

4番 新田信二 2番 橋 本 善 次 3番 井上 聡 5番 山 崎 ふじ子 6番 鈴 木 利 一 7番 佐藤一八 8番 三 瓶 文 博 9番 松 村 妙 子 10番 篠 崎 綳 11番 佐久間 正 俊 13番 影 山 常 光 14番 隂 山 丈 夫 15番 影 山 初 吉 16番 佐 藤 弘

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋

書記 橋本 和宜

書記 林 有希奈

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町		長	坂	本	浩	之
副	町	長	佐	藤	知	憲

総務課長	宮 本 久 功	財務課長 葉	可服 誠子
企画政策課長	渡 辺 淳	住 民 課 長 遠	藤 信 行
税務会計課長	荒 井 公 秀	保健福祉課長 佐	5久間 美代子
子育て支援課長	影 山 清 夫	産業課長鴫	易原健二
建設課長	新野恭朗	企業局長 大	、内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	: 間 徹
生涯学習課長	藤井康		

農業委員会会長 松崎正夫

代表監査委員 鈴木輝夫

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年6月4日(金曜日) 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議員提出議案の趣旨説明
- 第 7 議案の質疑
- 第 8 議案の委員会付託
- 第 9 陳情事件の委員会付託
- 第10 報告事項

5 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

- ○議長おはようございます。
- ○議長 ただ今出席している議員は14名であります。したがって、地方自治法第113条 に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。
- ○**議長** それではただ今から、令和3年三春町議会定例会6月会議を開きます。 それでは、脱衣を許します。
- ○議長 お諮りします。本定例会の議事日程は配布した令和3年三春町議会定例会6月会議 議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって配布の議事日程のとおり決定しました。

………・・ 会議録署名議員の指名 ・・………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番橋本善次議員、3番井上聡議員の両名を指名します。

………・・ 会議日程の決定 ・・………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。

定例会6月会議の日程は、本日より6月9日までの6日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、定例会6月会議の日程は、本日より6月9日までの6日間とし、配布した会議日程のとおりとすることに決定しました。

………・・ 諸般の報告 ・・………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、配布してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配布してある「議場席次図」のとおりです。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和2年度第12回、令和3年度第1回、第2回の出納検査報告がありましたので、その写しを配付しておきましたのでご了承願います。

………・・ 議案の提出 ・・………

○議長 日程第4、議案の提出を行います。

提出議案は、配布しました議案第32号「町長の給与の特例に関する条例の制定について」から、議員提出議案発議第6号「多核種除去設備等処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める意見書の提出について」までの10議案です。

………・・ 町長挨拶並びに提案理由の説明 · · ………

- ○**議長** 日程第5、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。 坂本町長。
- ○町長 おはようございます。令和3年三春町議会定例会6月会議が開催されるにあたり、

一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、3月に発覚いたしました職員の不祥事の件についてであります。

今回の件は、町政に対する信頼を著しく失墜する行為であり、あらためて、関係者の皆様 をはじめ、町民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今回の責任を重く受け止め、再発防止策の徹底など、町政への信頼回復に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。高齢者のワクチン接種については、5月6日から、介護施設入所者などの優先接種が開始され、5月22日からは、集団での接種を実施しております。

集団接種においては、予約がなかなか取れないなどのご不便をおかけしている部分はございますが、6月3日までに約3,100人の方が1回目のワクチン接種を終え、現時点でのワクチン接種の予約枠については、7月末までに約5,400人分を確保している状況となっています。6月14日からは、町内の医療機関でのワクチン接種も開始されることになっており、今後、ワクチン接種を希望される全ての高齢者の方が7月末までにワクチン接種を受けられるよう、調整を図ってまいります。

なお、65歳未満の方へのワクチン接種の体制づくりについても、万全を期して事務を進めてまいります。町民の皆様へは、ワクチン接種にかかわらず、感染防止対策へのご協力を引き続きお願い申し上げます。

次に、田村市、小野町と連携した田村地域の地域づくりについてであります。田村地域の 持続可能な地域づくりのためには、引き続き、3市町が協調しながら連携を図っていくこと が重要であるとの認識を、田村市長、小野町長と共有したところであり、今後、改めて様々 な分野での連携を深めていきたいと考えております。

次に、新庁舎の件についてであります。5月6日には開庁式、5月8日には落成式を行い、 新たな庁舎での業務を開始したところです。

新庁舎は、防災や災害対応の拠点としての庁舎、交流を育む開かれた庁舎、町民の皆様に愛される庁舎などの基本理念のもとに建設されました。開庁に併せ、多目的スペースや桜ホールについては、憩いの場や交流の場、子どもたちの放課後の居場所づくりのため、夜の時間帯まで開放しているところであり、幅広い方に新庁舎を利用していただければと考えているところでございます。

また、今回の6月会議は、新庁舎の議場で行われる初めての会議となります。あらたな気持ちで、議会の皆様と議論や協議を行いながら、様々な行政課題の解決に向けた取組みを進めていければと考えているところでございます。

それでは、今回の6月会議に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。 配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、給与の特例に関する条例の制定に係る議 案が1件、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定など、条例改正に係る議案が4 件、補正予算に係る議案が4件で、計9議案になっております。

報告事項は、専決処分が1件、予算の繰越しが4件で、計5件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げ、令和3年三春町議会定例会6月会議の開会にあたっての挨拶といたします。

………・・ 議員提出議案の趣旨説明 ・・………

○議長 日程第6、議員提出議案の趣旨説明を求めます。 議会運営委員長。

○議会運営委員長

発議第6号「多核種除去設備等処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める意見書の提出について」

意見書の内容ならびに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書の通りであります。

令和3年6月4日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

以上提出するものです。

ご審議のうえ、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

………・・ 議案の質疑 ・・………

○議長 日程第7、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。 これは、議案第32号から発議第6号までの提案理由の説明に対する質疑です。

○議長 議案第32号「町長の給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第33号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第34号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と します。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第35号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第36号「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と します。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第37号「令和3年度三春町一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。 歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第38号「令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を 議題とします。 歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第39号「令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第40号「令和3年度三春町病院事業会計補正予算」(第1号)を議題とします。 収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第6号「多核種除去設備等処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める意見書の提出について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

………・・ 議案の委員会付託 ・・………

○議長 日程第8、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第32号から発議第6号までは、配布しました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託及び全員協議会において審査することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託及び全員協議会による審査とすることに決定しました。なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いします。

………・・ 陳情事件の委員会付託 ・・………

○議長 日程第9により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」、陳情事件第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情事件第5号「多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する陳情書」、陳情事件第6号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情」、陳情事件第7号「公文書や広報に西暦と元号を併記することに関する陳情書」の委員会付託につきましては、配付しました、陳情事件文書表のとおり、付託することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。

·········• 報告事項 ••··········

○議長 日程第10、報告事項について。

報告第1号「専決処分の報告について」から、報告第5号「令和2年度三春町下水道事業等会計予算の繰越しについて」まで、町長より報告がありました。

このことについては、配付文書に記載のとおりですので、了承願います。

···········• 散会宣言 ••···········

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて散会いたします。ご苦労様でした。(散会 午前10時17分)

令和3年6月5日(土曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

2番 橋 本 善 次 3番 井上 4番 新田信二 聡 5番 山 崎 ふじ子 6番 鈴 木 利 一 7番 佐藤一八 8番 三 瓶 文 博 9番 松 村 妙 子 10番 篠 崎 綳 11番 佐久間 正 俊 13番 影 山 常 光 14番 隂 山 丈 夫 15番 影 山 初 吉 16番 佐 藤 弘

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋

書記 橋本 和宜

書記 林 有希奈

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町		長	坂	本	浩	之
副	町	長	佐	藤	知	憲

総	務	課	長	宮	本	久	功	企画政策課長 渡辺 淳
住	民	課	長	遠	藤	信	行	保健福祉課長 佐久間 美代子
子育	育てま	え援訓	果長	影	Щ	清	夫	産業課長 鴫原健二
建	設	課	長	新	野	恭	朗	企業局長 大内広三
教	育	Ĩ	長	添	田	直	彦	教 育 次 長 兼 本 間 徹 教 育 課 長

農業委員会会長 松崎正夫

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年6月5日(土曜日) 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

(開議 午前10時00分)

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆さんに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切り になるか、マナーモードに設定していただきますようお願いをいたします。

本日は、6名の議員が登壇し一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いをいたします。

ただ今出席している議員は14名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しております。会議は成立しました。

○議長 ただ今から本日の会議を開きます。

それでは、脱衣を許します。

 ○議長 日程第1、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、配付してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配付してある議場席次図のとおりです。

○議長 日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。 質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限です。

それでは、通告による質問を順次許します。

- ○議長 13番影山常光議員、質問席に登壇願います。 質問を許します。
- ○13番(影山常光議員) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

三春町の農業の育成と定住人口の増加に資する総合的な土地利用対策についてお伺いをいたします。

農業振興地域整備計画策定業務が、令和2年度からの債務負担行為によりスタートしました。これは、平成8年の見直しから相当の時間がたっており、農業を取り巻く環境は大きく変化しております。特に農業就業年齢の高齢化や農産物定価の価格低迷など、農業の職業としての依存性が低下し、これらにより遊休農地、荒廃地、耕作放棄地が年々増加しております。

これらの中において、同計画の見直しは、基礎調査を終えて、折り返し段階に入っていると思われます。町案の策定、地区の意見聴取、県との事前協議に際し、土地利用に関する諸課題について対処すべきと考えます。また、国の農地集約化からの法制化により、市町村に義務化されようとしております。人・農地からの実効性が確保されなければなりません。基本となる町の考え方、方針について次の質問を行います。

まず、1点目。農地の確保に関する国の基本方針は、我が国の食料の安定供給と多面的機能、国土保全等の考えから、県及び市町村はこれらに沿って計画を進めることとされております。福島県の令和3年5月6日変更の農業振興地域整備基本方針によれば、三春町は指定地域の総面積約6,800ヘクタール、うち農用地約2,400ヘクタールでありますが、三春町の農振農用地の実質的な現状はどのようになっているか、また、良好な営農条件を備えた農地の確保、保全はどのように考えているか伺います。

2点目といたしまして、非農業的な土地需要については、農用地の確保を基本としながらも、町の振興、人口定住、人口の流出防止などの観点からも、都市計画や土地利用計画との整合性の中で計画的に進めることが国の指針にも掲げられています。三春町が行った若者向けの四合田住宅団地の造成は、まさに成功事例であると思われます。引き続きの町分譲計画の推進とともに、個人の需要、民間活力の受け皿となる非農業的土地の活用による国土利用計画法、都市計画法に準拠した対応等に対応した都市型の利用計画を誘導すべきと考えますが、考えをお聞きします。

3点目。町は、地域農業の振興や遊休農地の解消、グリーンツーリズムなど、農業への理解と新規就農者の確保に向けて諸施策を実施しております。一方、新規就農、農地の流動性

の視点から見れば、農地の取得には、農地法、農業経営基盤強化促進法の要件を確保する必要があります。

そのような中、三春町においては、農業委員さん、土地利用最適化推進委員さんが積極的 に実態調査をされ、令和元年より従来の蓄積に基づく農地に該当しない旨の非農地判断通知 を開始しました。敬意を表したいと思います。

さらに、耕作目的で農地の権利を取得する場合の権限については、平成24年4月1日から市町村の権限となりました。三春町の農地取得の下限面積、別断面積は、旧町では2,000平米、岩江地区で3,000平米、それ以外は5,000平米であります。隣接市を見れば、田村市は平成27年に全市一斉に3,000平米に見直し、郡山市においては、三春町に近接する中田町、田村町、西田町は平成28年に1,000平米に見直しされております。いずれも農地を持ちやすく、就農を促進し、遊休農地を削減するための制度見直しです。三春町の下限面積は高過ぎると思いますが、見直す考えはあるのか伺います。

4点目。平成27年公布の地方分権一括法に基づき、農地及び農振法の一部改正により、 農地転用許可の権限移譲を受けて、市町村が都道府県に代わり農地転用許可及び農振法に基づく開発許可を行うことができるようになりました。福島県内においても令和3年現在、3 1市町村が権限移譲を受けております。

三春町は、中核都市などに隣接する優位な立地条件に恵まれることから、町の自主性、自立した判断により、土地需要に対応し効率的な運用を図るためにも、特殊なもの、大規模なものなどを除き、農家住宅、一般住宅等の一定条件の下、農地転用許可の権限移譲を受けるべきであります。どのように考えているか、町の考えを伺います。

- ○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。 坂本町長。
- **〇町長** おはようございます。質問にお答えいたします。

1点目の三春町の農振農用地の現状については、前回の平成8年見直し時の農業振興地域の総面積は6,803~クタールであり、農用地は2,479~クタール、そのうち農用地区域は1,229~クタールとなっております。これまで道路などの公用により除外などを行ってきており、現在、作業を実施している農業振興地域整備計画策定業務において現状を調査中であり、令和4年度の完成を目指して事業を進めているところでございます。

次に、優良農地の確保、保全についてでありますが、ご質問のとおり、農業就業年齢の高齢化や担い手の減少などにより遊休農地が年々増加している状況にありますが、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地などの優良な農地などの確保に努めることが重要であるととともに、これらの農地保全の主体となる農業の担い手の確保をより一層推進していく必要があります。また、中山間地域等直接支払制度などによる共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進など、地区の皆様のご意見を伺いながら、優良農地の確保、保全に努めて参りたいと考えております。

2点目の非農業的な土地需要については、ご質問のとおり、町の振興、人口減少対策などの観点も含め、都市計画や土地利用計画との整合性の中で計画的に進めることが重要であります。現在、見直しを進めている農業振興地域整備計画については、平成8年の見直しから相当期間が経過しており、農振法などの改正や人口減少・少子高齢化の進行、農業担い手の不足など農業を取り巻く環境が大きく変化していることから、これらの状況を踏まえ、農用地として利用すべき土地と農業以外に利用しても支障がない土地について、まちづくり協会

をはじめ、地域ごとの意見を伺いながら改めて整理をし、都市計画などの各種土地利用計画 との調整を図り、秩序ある土地利用について検討を進めて参りたいと考えております。

3点目の農地取得の下限面積の緩和については、昨年9月に農業委員会において、遊休農地の解消や定住促進を図るため、空き家に付随する農地については、町内全域において下限面積が1アール(100平方メートル)に設定されたところでございます。また、昨年度後半に開催した農業委員会において、委員から新規就農を促進する上で下限面積を緩和すべきとの意見もあり、町内各地区の下限面積の取扱いについては、農業委員会において今年度中に検討する予定となっております。

4点目の農地転用許可の権限移譲については、現在は、農地転用許可申請があった場合は、 町農業委員会が審議し、福島県に進達し審査及び許可を行っておりますが、権限移譲により 迅速な対応が可能となり、住民サービスの向上につながると考えられます。今後は、権限移 譲について先行自治体の状況を研究するとともに、農業委員会と協議しながら、権限移譲の 必要性について検討をして参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山常光議員。

○13番(影山常光議員) それでは、再質問いたします。

まず1点目について。優良農地の保全の主体となる中山間地多面的機能等の地域団体の育成については、理解をしたところでございます。優良農地の確保について、耕作条件として、水利、利水、耕作規模、排水条件など、農業基盤整備事業終了後、農地集約化後においても、そのような支障がある場所もあるわけでございます。そのようなことについてどのように考えるかお伺いします。

2点目について。四合田団地の検討前に各地区ごとに適地調査を行っていますが、その後の検討はされるのかお伺いをしたいと思います。そして、以前に行った国土利用計画法による白地地区の土地誘導については、確実に効果を見ておりまして、東日本大震災の際にも仮設住宅用地等に活用された計画があります。先ほどの答弁にあります都市計画法等に準拠して検討をするという中で、白地地区の誘導、さらに検討をするということでありますが、検討の時期等についてもお伺いしたいと思います。

続きまして、第3点目について。年度中に検討をするということについては評価いたします。答弁にあります空き家に付随する一体的な農地については、100平米から取得できるという特例の答弁がありましたけども、この空き家政策の支援については十分理解するところでございますけども、現在、町民が住居している建物等についても、家庭菜園的な高齢者が余暇で借地して使ってるような、やはり居住地と一体となった土地等の扱いも、やはり現在住んでいる人々の営み、それが町の魅力につながるわけでございまして、田園都市の良好な生活、住環境を確保するためにも、併せて検討をすることが必要ではないかと考えますが、考えを伺います。

4点目についてですけども、町振興のために早急に戦略的な検討を行うべきであると思います。検討の時期はいつになりますか。お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目の農地を集約しても、その後、水利などの不便なところもあるがどうしたらいいかと、考えを伺うというお質しだと思います。ご承知のとおり、そういった箇所は幾つかございますので、今回の一連の農用地の見直しの中で、農地として今後も保全、活用を図

っていくというふうな位置づけがされた場合には、当然それに関連する補助事業などを利用 いたしまして、充実をさせていくと、改良をしていくという考えでございます。

2つ目の四合田適地成功というふうな評価をいただけてありがとうございます。今後そういった計画があるかということでありますが、過去にも似たような調査をやっております。 適地調査もやっておりますし、その他の土地利用計画の中で宅地に向いておるんではないかというふうなご意見もいただいておりますが、今回の農振農用地の整備計画、これは、非農用地的な利用をするところについては、従来から三春町が進めております各地区に協会における土地利用部会というものが、組織がございますので、地区の中でどのように利用していくか、そして、つくることだけが目的ではなく、できてから10年後、20年後、集落の中の、例えば、景観であるとか、人との交流の中で支障にならないか、それをきちんと事前に話合いしましょうというのが三春町のスタンスだというふうに思っておりますので、そのような態度で臨んでいきたいというふうに思っております。

3点目の空き家に付随する農地100平方メートルへの支援方法でありますが、今現在は 規定の一般的な支援の方法で、ご質問の中にありました高齢者が自発的にやっている家庭菜 園的なものとの区分といいますか、見た目似たような形になるんだけども、どうしたらいい のか、どう考えるかというふうなご質問だというふうに受け取ってございます。これは、そ れぞれ原因が、それぞれ発生した原因が違いますので、その辺はきちんと、制限があるとこ ろはそこを守らなくてはいけないんですが、見た目菜園つき農地と空き家に付随した100 平米の農地どのようにするかということについては、今後の実際に具体的に展開が進む前に、 そういったものについての、もし改善するような機会がならないところについては改善して 参りますし、もし非常に家庭菜園が盛んになるというふうなうれしいようなお話があれば、 それに伴って、様々な支援は考えていきたいというふうに思っております。いずれにしても、 そういった小規模な農地については、現在の高齢化時代の中で需要が多いというふうに思っ ておりますので、その中で改めてきちんと整理をして、態度を決めていきたいというふうに 思っております。基本的には応援していきたいというふうに考えております。

あと、4点目の権限移譲の件でありますが、大変事務的な話になって申し訳ないんですが、 ある程度の経験者、あるいは、関係法令に精通した職員というのも非常に必要な業務であり ます。その中で破綻しないような中で、なおかつ、住民の皆さんから寄せられる柔軟な運用 ということを、両方を達成しなくちゃいけないものですから、そういった面で先進地を検証 さしていただいて、具体的に取り組んでいきたいというふうなことであります。実施時期に はできるだけ早く行っていきたいというふうには考えておりますが、具体的な実施時期につ いては、現在ではまだ申し上げる内容になっておりません。ご容赦いただきたいと思います。 以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で13番議員の質問を終わります。

- ○議長 6番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。 第1の質問を許します。
- O6**番(鈴木利一議員)** さきに通告してあります 2 点について質問をさせていただきます。 まず 1 点目ですが、新型コロナワクチンの接種についてであります。

新型コロナワクチンの接種が開始されましたが、通知書の発送方法などでは、視覚障がい者への点字通知が、県内4町村が多忙で対応できなかったというふうな新聞報道があります。また、電話やLINEでなかなか予約が取れないという問題も発生しております。国でも早急に希望者全員の接種完了を目指しておりますので、これらの問題を解決し、早急な完了を目指さなければなりません。

そこで、1点目。障がい者に対する通知方法に問題はなかったのか。

2点目。高齢者や障がい者の予約に対するサポートはどのようになっているのか。

3点目。接種会場でのスムーズな運営ができているのか、また、高齢者や障がい者へのサポートはどのようになっているのかお伺いいたします。

- ○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。 佐藤副町長。
- **○副町長** ワクチン接種につきましては、全庁的に組織を超えてプロジェクトで、プロジェクトチームを組んで対応しておりまして、そちらのほうの総括的なところを担当しておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

1点目の質問にお答えいたします。

対象者への通知については、短時間での準備となり、障がい者の方々への個別対応が困難であり、一律の通知送付となりました。今後の案内については、可能な限り合理的配慮が図られるよう取り組んで参りたいと思います。

2点目でありますが、電話予約が殺到しないよう、LINE予約を取り入れ、ご家族等の協力により申込みが行える方については、利便性に配慮いたしました。また、LINE予約ができない方が多くあることを想定し、電話予約専用枠を確保した上で、質問に対して丁寧に説明をしながらの予約受付に努めて参りました。視覚障がいのある方で一人暮らし、または高齢者世帯の方には、案内の送付後に町から個別に電話連絡を行い、予約方法等の案内を行っております。なお、今後は、ワクチン接種を希望される方でまだ予約が取れていない方に対して申込書を送付し、希望する全ての方が接種を受けられるよう進めて参ります。

3点目の質問についてですが、会場の選定に当たっては、高齢者や障がい者に配慮し、スロープが設置され車椅子でも入場でき、洋式トイレや障がい者用トイレがあること、また、駐車場が建物に隣接していること等の条件を満たす町民第2体育館を接種会場といたしました。会場内は土足で入場できるようシートを敷き、歩行が不安な方でも移動しやすいよう、階段には新たに手すりを設置しております。また、歩行が困難な方のために会場内に車椅子を準備するだけではなく、町社会福祉協議会職員や町民ボランティアの方を介助員として協力いただいているところです。場内の表示も文字を大きくしたり、イラストを使うなど、見やすく分かりやすくなるよう努めております。また、耳が聞こえにくい方には受付にて耳マークカードをお渡しし、係員に提示していただくことで、コミュニケーションボードやホワイトボードで筆談をするなど意思疎通がしやすいよう配慮をしているところです。さらに、接種会場について不安のある方におかれましては、事前に町保健福祉課にご相談いただき、安心して接種が受けられるよう対応して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番(鈴木利一議員) 広報なんかを見ても、非常に親切に書いてあるなというふうに、 まず感じます。

そこで、まだ予約が取れてない方については、新たに申込書を配布するというふうなこと

ですが、65歳以上の接種希望者はまだまだ残っていると思うのですが、その希望者全員の終了見込みはいつ頃を考えているのかお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤副町長。

○副町長 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

65歳以上の方の終了見込みでありますが、現時点では7月中には完了する予定でおります。また、それ以降の65歳以下の方についても今、調整を進めておりまして、できるだけ早めに、7月……。できるだけ早めに始められるように調整を進めております。

以上になります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○6番(鈴木利一議員) 2点目でありますが、ヤングケアラーについてであります。

ヤングケアラーとは、家族の介護やケア、身の回りの世話を担う18歳未満の子どもを指しております。厚生労働省、文部科学省の共同プロジェクトチームがまとめた報告書では、そのことで学業に遅れが出たり、進学や就職を諦めたりするケースがあります。そういったことで支援策が必要としています。また、埼玉県が全国に先駆けて行った大規模な調査では、高校生の25人に1人がヤングケアラーに該当することが分かっています。子ども自身が家族の世話は当然だというふうに考えておりますが、そういった中で、自分がヤングケアラーだという自覚がないのが実態であります。

そこで、1点目。町としてヤングケアラーの実態は把握しているのかお伺いいたします。 2点目。ケアマネジャーや相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー、スクールソーシャ ルワーカーといった各分野の専門職の研修や支援マニュアルを作成する必要がありますが、 現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

3点目。子ども自らがSOSを発信する困難さも明らかになっていて、相談体制の整備が 必要だと思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育で支援課長 第2の質問にお答えします。

国による初の全国調査の結果、本来であれば大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーが、中学生、高校生でおよそ20人に1人いるということが今年4月に発表されましたが、三春町内の実態の把握までには至っておりません。また、子どもやその家族に関わる福祉、教育、介護、医療関係の各専門職員を対象とした研修や支援マニュアルの策定につきましても、現在、庁内関係各課において、ヤングケアラーを取り巻く現状や課題などについて情報の共有に努めている段階であり、今後の課題であると考えております。

次に、ヤングケアラーを対象とした相談体制の整備についてですが、子どもに関する様々な問題を解決していく専門機関である児童相談所だけでなく、町役場においても相談援助を行っていますが、公的機関への相談は心理的なハードルが高く、現実的ではないとも感じております。そのため、児童生徒からの相談経路としましては、子どもの身近で関わる機会が多い幼稚園や保育所、小・中学校の担任の先生の見守りや、スクールカウンセラー、スクー

ルソーシャルワーカーなどの専門職員との連携、協力していくことが重要であり、今後より 一層連携を強化していく必要があると考えております。 以上です。

○議長 質問があればこれを許します。 鈴木利一議員。

- ○6番(鈴木利一議員) まず、ヤングケアラーという言葉自体が、もう最近になって聞こえてきたような言葉だというふうにまず感じるんですが、ヤングケアラーの家族構成を見ると、ひとり親世帯が大体全体の半数近くと言われております。国のこういった報告書の中では、2020年から2024年度でヤングケアラーの認知度を向上しましょうという期間を設定したということであります。それだけ最近になってきて注目された言葉だと、実態だということなのですが、国の出方を見て待っているのではなくて、どんどん調査を、まあ今の段階では調査だと思うんですが、調査と、あと、ヤングケアラーという認知度の向上だと思うのですが、国の出方を待っているのではなくて、町としてもどんどんそこに関わって調査をしていく、認知度を上げていくというふうなことが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。
 影山子育て支援課長。
- ○子育て支援課長 それでは、再質問にお答えしたいと思います。

6番議員さんおっしゃるとおり、ヤングケアラーの社会的な認知度は低いということと、 あとは、家庭内のことでなかなか見つけづらい、あとは、その子ども自身が自分が当事者だ ということをなかなか理解していないという場合が多いということでございます。

そこで、確かに国のほうで今後3年間、集中的に認知度の向上キャンペーン、こちらを展開していくということでございますが、まず我々としては、まず福祉関係、あとは教育関係、あと介護・医療関係などの専門スタッフですね。この専門スタッフが、まずは、ヤングケアラーという視点をもって関わっていくということが重要なのかなというふうに考えてます。そして、こうした専門のスタッフが参加している町の協議会というものがあります。例えば、虐待等の対策の協議会であったり、あとは、要保護児童の対策の協議会であったりと、そういった既存の協議会がありますので、そうした場合において、まずは、ヤングケアラーに関する情報を共有するとともに、あとはアセスメントシート、これを活用して早期発見に努めていくということで、積極的に現場のほうでは今後動いていくような形で、町のほうも対策を進めていきたいと思っています。

あとは、先ほどおっしゃったように、国の認知度向上のキャンペーン、これが開催されますが、町もこれに合わせて、子どもも含めて、住民の皆さん全てに対しての啓発活動というものについて取り組んで参りたいと、このように考えております。

以上です。

- ○議長 質問があればこれを許します。
 - (ありませんの声あり)
- ○議長 質問なしと認めます。

以上で6番議員の質問を終わります。

○議長 5番山崎ふじ子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について 質問をいたします。

1件目、生活保護行政について。

生活保護とは、日本国憲法第25条に記載されております「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあり、国民には生存権があり、国家は生活保障の義務があります。全ての国民が生活保護に申請できる権利を持ち、生活に困っている人を国がサポートする制度であります。

昨年始めよりコロナ感染症の広がりにより、私たちの世界は激変しました。経済活動も様々な自粛要請により、窮地に立たされている企業・自営業の方々が多くいらっしゃいます。厚生労働省によりますと、2020年の生活保護申請は22万8,081件と、リーマンショック以降11年ぶりの増加となりました。

また、今年3月の新聞報道によりますと、昨年の自殺者が2万1,081人に上り、その中でも子どもと女性の自殺者が、統計を取るようになった1980年以降最多となりました。小・中・高校生は前年比100人増の499人に、女性は前年比935人増の7,026人にも上っています。自殺の原因は、鬱、病気を苦にして、経済的な理由、様々ではありますが、命を絶つ選択の前に救いの手、福祉の手は届かなかったのでしょうか。最後の砦となる生活保護行政について、次の5点について質問をいたします。

- 1、町の生活保護世帯は何世帯か。
- 2、生活保護申請の窓口はどこになるのか。
- 3、プライバシー保護の配慮はどのように工夫されているのか。
- 4、生活保護申請時に申請者の親族に扶養照会を行っているのか。
- 5、町の入浴施設の協力をいただき、生活保護受給者に入浴券などや、町の回数券などを 支給することはできないのか伺います。
- ○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。 坂本町長。
- ○町長 1点目の質問についてですが、町の生活保護世帯数は、令和3年4月1日現在で4 1世帯54名となっております。令和2年度の新規申請は4世帯5名でありました。

2点目の質問でありますが、生活保護の申請窓口は役場保健福祉課の福祉グループとなっておりますが、コロナ禍による収入減少の相談は町社会福祉協議会でも受け付けており、ご本人の希望により連携して相談に対応しております。生活保護の申請は、町がご本人の状況や意向などを伺い、申請書類を県の担当である県中保健福祉事務所に提出し、県が審査決定をいたします。

3点目のプライバシー保護に関しましては、新庁舎の窓口カウンターには間仕切りが設けられておりますが、さらに、生活困窮の相談や申請などの面接は役場庁舎や福祉会館などの個室で行うなど、相談者が安心して話ができるよう配慮をしております。

4点目の家族や親族への扶養照会についてお答えいたします。扶養照会とは、生活保護法に基づき、県中保健福祉事務所が申請者の親、兄弟、子どもに対し、金銭や物資の支援が可能かを照会することですが、令和2年2月に運用が変更となり、10年程度音信不通など一定の要件がある場合は、扶養照会を行わないこととなっております。申請者が望まない場合においては、その理由について丁寧な聞き取りを行い対応することとしております。

5点目の生活保護受給者に入浴回数券や町バスの回数券が支給できないかとのお質しでありますが、生活保護受給者においては、生活に必要な費用が扶助費として支給され生活が営

まれていることと理解しておりますので、生活保護世帯だけを対象として入浴券、バス利用 券等の支給を行う考えはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 再質問いたします。

私の所属している生活と健康を守る会は、全国組織で、生活保護受給者と受給者を支援す る人々でつくられている団体です。県内には、福島市、郡山市、いわき市、会津などに会が ございます。ここに寄せられた生活保護行政の例、全国の例ではありますが、生活保護をた めらう最大の理由が扶養照会なんですね。そこの例なんですけど、扶養照会が親族の職場に までされてしまい、職場の人たちにその方の情報が伝わってしまったという例や、女性は婦 人保護施設で保護することになっておりますということで、窓口から追い払うという表現は ちょっときついんですが、帰っていただいたりとか、住宅ですね。個人の住宅、住んでいる 住宅の不動産については、2,000万までぐらいは、その程度までは認められるんですが、 資産があるから保護を受けられないとか、あと、もう時間ですから帰ってくださいとか、び っくりするような対応なんですけど、あと、住所。ホームレスの方に居住しているところが ないから申請ができませんよとか、こういったうそという表現、担当者がしっかり分かって いないような対応が、コロナ禍でも全国各地で行われております。三春町はそういったこと はないと信じておりますが、生活保護の内容が、対象になる援助の内容が非常に複雑であり まして、担当者が2年ぐらいで職場が変わってしまうと、こういった安易な対応をされるよ うなケースも出てくるかと思います。三春町の場合は、社会福祉士等の専門の職員が常駐し ているのかどうか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、職員の資格の関係なんですが、社会福祉士の資格を持った職員は在籍しております。当然こういった事例にも関わっております。また、再質問の中にございました、いわゆる不親切な対応ということは、発生しないように我々もこれからも気を引き締めて対応をして参りますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)。

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 第2の質問に移ります。

移住・定住促進の取組みについて。

人口減少と高齢化は、都市部ではない自治体の、まあ我々みたいな自治体のほとんどが抱える大きな課題であります。そこで、三春に住もうと思っていただける魅力あるまちづくりが、人を呼び寄せる力となると思います。 2点についてお伺いいたします。

1、地域おこし協力隊とはどのような活動を行うのか。

2、町内にある復興公営住宅の空き家が目立つが、福島県や葛尾村と交渉し、空いている住宅を町で活用することはできないか伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目の地域おこし協力隊についてですが、地域おこし協力隊は、地方において都市地域の人材を積極的に受け入れ、一定期間、協力隊として様々な地域活動などに従事してもらい、地域の活性化を図りながら、協力隊の定住・定着につなげていくための制度になっております。今年度、地域おこし協力隊の取組みを進めることとしており、現在、検討を進めている具体的な活動内容は、協力隊として地域に入り、様々な地域活動に携わりながら、地域の伝統行事やイベントなどに係る情報など、地域の魅力、町の魅力を外部に発信してもらうことを主な活動として想定しているところです。加えて、移住希望者に対する相談業務や、三春町の良さを体験してもらうための企画業務などを担っていただくことを想定しているところでございます。

2点目の復興公営住宅についてですが、町内には、福島県が運営する平沢復興公営住宅と 葛尾村が運営する恵下越復興公営住宅があります。復興公営住宅は、原発事故による避難指 示区域などの避難者の住居確保を目的として整備されており、現在の空き状況は、平沢復興 公営住宅が92戸のうち4戸、恵下越復興公営住宅は106戸のうち26戸が空いている状 況になっています。

現在の入居などに関する条件についてですが、県が運営する復興公営住宅の一部では、空き状況などにより、原発事故による避難者に加え、地震や津波による被災者や子ども・被災者支援法による支援対象者も入居ができることになり、要件が徐々に緩和されている状況となっています。また、恵下越復興公営住宅では、葛尾村民が入居できる条件に変わりはありませんが、恵下越復興公営住宅の整備の際、葛尾村と三春町とで協定を締結しており、協定では、葛尾村が帰村した後の恵下越復興公営住宅の財産の取扱いについて、処分方法や活用方法などを三春町と協議する旨が規定されております。

お質しの町での復興公営住宅の活用については、復興公営住宅の整備目的や現況などを踏まえると、現時点では難しいものと考えております。しかしながら、復興公営住宅の空き状況が進めば、福島県や葛尾村では、処分方法や活用方法などについてさらに検討が進められることが予想され、町としては、そういった情報収集に努めながら、町内に立地されている復興公営住宅の活用方法について協議できる体制を構築していきたいと考えております。

- **○議長** 質問があればこれを許します。
 - 山崎ふじ子議員。
- ○5番(山崎ふじ子議員) 地域おこし協力隊について再質問いたします。

地域おこし協力隊の活躍を大いに期待するところであります。直接町の財政改善に結びつきますので、ふるさと納税の返礼品などについて、ぜひ協力隊の方々に知恵を出していただいて、幅広い返礼品とか、体験型のものとか、そういったものを考えていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長 当局の答弁を求めます。 坂本町長。
- ○町長 地域おこし協力隊の皆さんにもふるさと応援寄附金の返礼品などの知恵をお借りしたらどうかというお質しであります。そういったのを提案いただきまして、今後進めて参りたいと思います。あと、町の職員のほうでもプロジェクトチームを結成しておりまして、最近、様々な面で返礼品については見直しを行っておりますので、そういったプロジェクトチームとの関わりの中で対応をしていければなというふうに思っております。以上です。
- ○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 復興住宅の再利用について再質問いたします。

東日本大震災から10年がたちました。富岡町さんも葛尾村さんも地元に帰っていただくよう住民に働きかけている状況であり、今後、復興公営住宅に入られる方が増えるとはあまり考えにくい状況ではないでしょうか。さらに空き家が増えていくと思われます。平沢、恵下越いずれも学校や駅、中心地に近いなど、利便性の良いところであります。家は住んでいないと、劣化が進むとも言われております。建ててから5年ぐらいがたっておりますが、使えなくなる前にぜひ活用させていただけるよう、早期に協議を始めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長 当局の答弁を求めます。 坂本町長。
- ○町長 復興公営住宅のうち、葛尾村につきましては、先ほど帰村した後の対応というふうな協定があるというふうなお話はしたところですが、もう既に将来に向けてどのような活用が考えられるか、どのような利用法があるかということについては、協議することで話が整っておりますので、今後とも逐次進めていきたいというふうに思っております。あと、県営住宅につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、設置した目的がございます。多少なりとも買う側の条件がございますので、そういった機会に今のようなご意見もありますよということについては、町からもご意見を申し上げたいというふうに思っております。以上です。
- ○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で5番議員の質問を終わります。

○議長 ここで休憩をいたします。再開は11時10分、10分間の休憩。

(休憩 午前11時00分)

<休憩>

(再開 午前11時10分)

- ○議長 休憩前に引き続き再開いたします。
 - 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) 議長からお許しをいただきましたので、通告書の内容に基づきまして質問させていただきます。

それでは、第1の質問です。

国の方針で7月末までに高齢者に対する新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を終了させるべく、当町でも5月22日から集団接種が始まっております。河野ワクチン接種担当大臣からも、ワクチンを無駄にしないようにというような発信がされています。また、ワクチン接種のミスもいろんなところで発生していると聞いております。

それでは、伺います。

一つ。マスコミなどの報道で、自治体の長、町長など町幹部職員が優先的に接種を受けて

いるということが問題になっておりますが、当町ではどのように考えていますか。

2つ目。65歳以上の高齢者のワクチン集団接種、一般向けの集団接種、町内の医院での個人接種と、ワクチン接種のほうは進んでいくというところですけども、キャンセルが発生した場合のワクチンを廃棄しないためのルールづくりはできていますか。

3つ目。よそでワクチン接種会場で使用済みの針を誤って刺してしまったり、当日に2回接種したり、生理食塩水を注入したり、また、ワクチンを常温で長時間保存したという事例が発生しています。ヒューマンエラーを防ぐ対策はされていますか。お伺いします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。 佐藤副町長。

○副町長 1点目の質問にお答えいたします。

新型コロナの接種順位は、厚生労働省により、最初に医療従事者、次に65歳以上の高齢者に続き、3番目に基礎疾患を有する方と高齢者施設等の従事者及び60歳から64歳の方が同列となり、最後にそのほかの方と定められております。ワクチン接種の特設会場で集団接種業務に従事する職員は、医療従事者に位置づけられております。町としては、高齢者の接種機会の確保を最優先として取り組んでおり、予防接種業務に従事する職員にあっては、当日のキャンセルによりワクチンの無駄が出ないよう、対応するリストで管理しています。なお、幹部職員等が優先的に接種できることにはしておりません。

2点目の質問についてですが、町ではキャンセルが発生した場合の対応として、高齢者のキャンセル待ち希望者及び集団接種に従事する職員と高齢者施設の介護従事者について、それぞれ待機者名簿を作成し対応しております。キャンセルが発生するごとに、名簿から順次連絡をして、ワクチンに無駄が出ないよう計画的な接種を行っております。また、個別医療機関での接種についても同様に医療機関と連携し対応しております。

3点目の質問についてですが、集団接種に従事する全ての職員は、町が作成した集団接種マニュアルに基づき従事しております。さらに医療従事者については、マニュアルと併せ間違い防止チェックリストを配布し、各担当部署により二重チェックや事前事後の確認体制を整えています。毎回の実施により必要があれば随時修正を加えながら安全な接種に努めています。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡議員。

○10番(篠崎聡議員) それでは、再質問いたします。

トラブルが発生したときに、誰に言ったか分からないとか、そういったことが発生しております。当町では追跡方法など、そういったことが構築されているかお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤副町長。

○副町長 トラブルが発生したときの対応についてだと思いますけれども、集団接種、今、5月22日からスタートしておりますが、管理者を毎日置いておりまして、課長級、それからグループ長が1人ずつ、それに保健師も1人、合計3名が一応管理者になっておりまして、その3人でトラブルがあったときの対応なども担っております。さらに緊急連絡先などもマニュアルなどで整備しておりますので、速やかに対応できるようにしております。

以上になります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは、第2の質問に入りたいと思います。

美しい環境で暮らすまちづくりについて質問いたします。

1つ目。道路整備費から生活道路整備事業について、毎年14地区ほど選定されてまして、助成金を補助しております。地区によっては、町道整備等で助成金を使用しているところもあります。また、一部の地区によっては、町道整備には使えないというふうに思っているところもあります。町のほうではその辺をどのように考えているのか伺いたいと思います。

2つ目。資源ごみのリサイクルについてですが、昨年度はコロナ禍ということで、資源回収を中止した団体等がありました。その分、町で回収する資源ごみの量が増えたんじゃないかと思いますけども、一昨年に比べて町で回収した資源ごみの量はどのくらいになったのでしょうか。伺います。

3つ目。防犯対策として防犯灯の設置及びLED化の推進を行っておりますが、町内で何% ぐらいがLEDの防犯灯になっているのか。それと、防犯灯のLED化の推進事業ということで、あと何年くらい事業を継続するのか。いまだにLED化が遅れている地区がありますので、お伺いします。

○**議長** 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。 坂本町長。

○町長 1点目のご質問にお答えいたします。

生活道路整備事業の助成は、生活道路整備に関する地域住民の需要に対応し、地域住民自らが主体的に行う身近な生活道路の整備を支援することにより、快適な生活基盤づくりを進めるとともに道路愛護活動の高揚を図ることを目的に、平成11年度より行っているものでございます。対象となる事業は、各地区まちづくり協会または道路愛護会が実施するもので、原則として改良後の道路幅員が4メートル以上確保できる町道もしくは国・県道、町道を除く道路で、一般の通行の用に供され、かつ車輌が通行でき、公共性が高いと認められるものとなっており、毎年、予算の範囲内で15件程度の助成を行っています。助成に当たっては、事前に申請書を提出いただき、審査を行った上で助成箇所を決定しておりますので、適正に運用されているものと考えております。

2点目の質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり、昨年度の資源化したごみの量は、コロナ禍の影響で増加しております。内訳は、令和元年度815トン、令和2年度995トンで、約180トン増えています。なお、資源回収団体の回収量ですが、令和元年度は延べ39回で約100トン、令和2年度は延べ33回で62トンとなっており、令和2年度のほうが回数で6回、回収量で38トン少なくなっております。

3点目の質問にお答えいたします。

現在の町内の防犯灯のLED化率については、約60%であると把握しております。防犯灯のLED化促進事業については、防犯灯の修繕と併せて、毎年、各地区からの要望や実施報告を提出いただき、LED化を進めているところです。期限は設けておらず、今後も継続して実施していく予定でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で10番議員の質問を終わります。

- ○議長 12番松村妙子議員、質問席に登壇願います。
 - 第1の質問を許します。
- \bigcirc 9番(松村妙子議員) 先に通告しました 3 件について質問をさせていただきます。 第 1 の質問に入ります。

コロナ禍における女性の負担軽減について。これにおきましては、町長、教育長には5月 の19日に緊急要望書を提出させていただきました。

今、世界各国で、女性の月経に関する生理の貧困が問題となっております。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず、格差が広がっております。先進国においても問題になっているところです。この生理の貧困の解消のために、例えば、イギリスでは、全国の小・中・高校で生理用品を無償で提供されているという報道がされております。また、フランス、ニュージーランド、韓国なども同様の動きがあります。

この問題は日本でも無関係ではなく、先日、任意団体である『みんなの生理』が行ったオンラインアンケート調査によりますと、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、他のもので代用している等々の結果が出されております。また、貧困で購入できないだけではなく、ネグレクトにより親等から生理用品を買ってもらえないなどという、こういう声も指摘されております。

そこで、2点について質問させていただきます。

- 1点目。町の防災品の生理用品を必要な方に配布してはどうかお尋ねいたします。
- 2点目。町内の小・中学校において生理用品を無償で提供するよう検討してはどうかお尋ねいたします。
- ○議長 先ほど12番松村妙子議員と言いましたのを訂正します。9番松村妙子議員です。 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。 坂本町長。
- **○町長** 第1の質問にお答えいたします。

1点目ですが、災害時における備蓄用品で賞味期限のあるもの及び使用期限のあるものについては、期限を迎える前に地域の自主防災会の訓練や関連する担当課と連携し、物資を必要とされている方へ配布を行っております。更新時期を迎える生理用品についても関連する担当課と協議し、必要とされる方への配布を行って参ります。

2点目ですが、町内の小・中学校に対する聞き取り調査の結果、経済的理由等から生理用品を購入してもらえないといった相談はなかったということでありました。既に各学校の保健室には生理用品が常備されており、児童生徒から相談があった際には、すぐに対応できる体制としております。今後は、各学校の実情に配慮しながら、保健室に加え、例えば、トイレの個室など配置先を増やすことにより、児童生徒が人目を気にせずに支援を受けられるよう、きめ細やかな対応に努めて参りたいと考えております。

- ○議長 質問があればこれを許します。
 - 松村妙子議員。
- ○9番(松村妙子議員) 町のほうでも検討をしていただけるということであります。生理 用品についてということで、連日、新聞報道でも掲載されているという状態であります。今 朝のこれは民報新聞でもありますが、これは郡山市のほうでも小学校、生理用品ですね。小・

中学校に常備するというような掲載がされておりました。また、東京都のほうでは、今年9月ぐらいから小・中・高ですか、配備するというようなことも流れております。町のほうでは、今後、各学校の実情に備えて、保健室に加えて、例えば、トイレの個室に配置先を増やして、児童・生徒が人目を気にせずに支援を受けられるよう、きめ細やかな対応に努めて参りますっていうことであるんですが、今は保健室には設置されているわけですけれども、やはりきめ細やかなっていう、人目を気にしないっていうように、やはり生徒自身が、それじゃ、いざ使用したいっていうときに保健室に行かなくちゃなんないっていう、そういうことがないように、できれば、後に述べられているように、トイレのほうに設置していただけないものかと思います。

あと、もう一点なんですけれども、できればいつ頃設置していただけるのか。あともう一つには、小・中学校での使うものですから、一過性のものでなく、継続的に設置していくべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

教育長。

○教育長 お答えいたします。

児童・生徒の生理用品につきましては、以前から、必要があれば保健室にあるので、いつでも申し出るようにということで対応はしてきたわけではありますが、現状、先ほどの答弁のとおり、生理用品を購入してもらえないという声はないというわけではありますが、常に保健室ばかりではなく、ここのトイレに行けば必ず生理用品が完備されるということを具体的に対応していくということを学校と確認しておりますので、すぐにでも準備をし、対応させていただきたいと考えております。また、この措置につきましては、永続的に子どもたちの困り感に対応するべく、学校と協議をしながら具体的な、継続的な取組みをお約束申し上げたいというふうに思います。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

 \bigcirc 9番(松村妙子議員) 第2の質問に入らせていただきます。

東日本大震災から10年を迎えて。

2011年3月11日、あの日から10年を迎えます。多くのかけがえのない命と財産を奪った東日本大震災と、それに伴う大津波、また、未曽有の原子力災害である福島第一原子力発電所事故では、平穏な暮らしを奪われ、いまだに3万6,000人を超える県民が避難生活を余儀なくされております。住み慣れたふるさとへの帰還が見通せない、避難生活により震災関連死は直接死を超える深刻な状況が続いております。福島県は、被災者の生活再建と避難地域復興の廃炉への取組みを進めながら、未だ影を落とす原発事故の風評と、いまだ復興途上という現実が忘れ去られ、風化という2つの風と戦いを進めています。そうした中、令和元年度には東日本台風で甚大な被害を受け、昨年からは先が見えない新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、さらに震災10年目前の2月13日23時8分、三春町では震度5弱、東日本大震災の余震である福島県沖地震が襲ってきました。私たちにとっては、度重なる困難と試練が大きく立ちはだかっております。

そこで、一点について質問をさせていただきます。

今年3月11日で震災から10年の節目となりますが、災害を風化させないために、どのような取組みをされてきたのかお尋ねいたします。

- ○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。 坂本町長。
- ○町長 第2の質問にお答えいたします。

町では、震災当時の平成23年6月に、町と東北大学の有志、ボランティアで組織する団体、三春実生プロジェクトを設立し、教育施設の土壌調査、被曝線量調査、町民向け勉強会、風評被害払拭のための農産物の全国各地での販売、収集した情報や分析結果を広く情報発信するなどの取組みを行って参りました。また、防災訓練や各種計画の策定に当たっては、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、平成27年度に福島県原子力災害広域避難計画に基づく避難住民の受入れ避難所、医療中継拠点運営訓練を実施しました。令和2年9月には、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、三春町国土強靭化地域計画を策定しているところであります。震災時からの記録としては、平成24年4月に「東日本大震災発生から1年の記録」を作成し、平成29年3月には、三春実生プロジェクトのこれまでの活動を記録した冊子を作成しております。

今後は、災害を風化させないため、震災時の映像や三春実生プロジェクトで実施してきた活動の記録などを、いかに後世に伝えていくかが重要であります。町民の皆さんが自由に利用できる桜ホールなどの活用も視野に入れながら、それらの記録を伝えていくことができる取組みを行って参りたいと考えております。

- ○議長 質問があればこれを許します。
- ○9番(松村妙子議員) 様々な取組みをしていただいているということが分かりました。 コロナ禍の中においてはなかなか難しいのかなとは思いますが、今後の取組みの一つとして、 今まで記録としてあるもの、または映像であったり、写真であったり、こういうものを震災 当時のことを知らない人たちにやっぱり知らせていくっていうようなことで、展示していた だくっていうようなことはどうなんでしょうか。町としてのお考えをお聞かせ願います。
- ○議長 当局の答弁を求めます。 坂本町長。
- ○町長 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただいたとおり、既に記録的なものは十分な形で出来上がっております。今後は様々な機会を通じて、広く年齢層にこだわらず使っていただける機会を増やす、あるいは、場合によっては、町が企画してそういった告知を図っていく、そういったことに取り組んで参りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

- ○9番(松村妙子議員) この先考えていただけるということなんですけども、大体いつ頃の予定で考えていただけるのかお聞かせ願います。
- ○議長 当局の答弁を求めます。 坂本町長。
- ○町長 一つ一つ個々の状況についてはなかなか今申し上げづらい状況にあるんですが、例えば、実生プロジェクトの記録紙などについては、先ほどのとおり、桜ホールなどに本として、書籍として展示することはすぐにでも可能でありますので、それは前向きに検討をして

参りたいというふうに思っております。

あとは、毎年9月1日、9月になりますと、災害の日などがございますので、そういった 周知期間などに企画としてやっていくというようなことも、今後具体的に考えて参りたいと いうふうに思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第3の質問を許します。

○9番(松村妙子議員) 第3の質問に入らせていただきます。

一人暮らしの高齢者について。

高齢者が一人暮らしになる理由には様々あると思います。例えばということで、5点ほど述べさせていただきます。一つには、高齢者自身は住み慣れた家を離れたくはない。2つ目に、家族は仕事や生活のために一緒に住むことができない。3つ目には、子どもに負担をかけず自分で生活することを選びたい。これは親心かなと感じます。4点目、まだまだ元気だからこそ健康のためにも一人暮らしを希望する方。5点目には、夫婦で暮らしていたけれども、離別により一人暮らしになってしまった。そのほかにも理由はあるとは思います。今後、高齢化が進む中で、本格的な超高齢化社会に直面して参ります。

そこで、2点質問をさせていただきます。

1点目。一人暮らしの高齢者の現状についてお尋ねいたします。

2点目。見守り体制はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

 \bigcirc 町長 1点目の質問にお答えいたします。

令和2年10月に行った民生委員の方による高齢者実態調査の結果では、町内の一人暮ら し高齢者の世帯数は605世帯であります。平成28年時点の調査では506世帯であり、 4年間で100世帯ほど増加しております。

2点目の質問についてお答えします。

町では、子育てや介護、障がいや引きこもりなど年齢や性別、障がいの有無によらず、孤独や孤立を防ぐような地域社会づくりを目指しています。そうした中で、地域の見守りとして、まず民生委員活動や住民同士の声かけが上げられます。また、最近では地区サロンの開設など、各地区で週単位や月単位で定期的に顔を合わせる機会を設けていただいており、地域の中での見守りをいただいているところでございます。町の事業としては、宅配給食サービスにおける安否確認のほか、郵便局や新聞配達業者との協定による連絡体制を整備しております。また、電話回線を利用した緊急通報サービスを町社会福祉協議会に委託して実施しております。こうした取組みを進めつつも、一人暮らしや高齢者世帯など見守りが必要な世帯は今後さらに増加が見込まれ、コミュニティの希薄化や、コロナ禍による交流機会の減少などにより孤立化に拍車がかかっている状況も否めません。町としてもさらに新しいサービスを検討する必要があると考えており、今後は試験的な取組みについても検討し、皆様が安心して暮らせるよう努めて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) この4年間で100世帯ほど増えたっていうことで、今後ますま

す増えていくんじゃないかというところで心配しております。また、町の見守り体制もいろいるとされているところであります。

見守りの一つということで、一つちょっと提案させていただきたいなと思うんですが、これは以前にも一般紙に掲載されていたところではあります。通信機器を内蔵した電球、一人暮らしの高齢者を見守りますっていうものであります。この電球の点灯記録が、家族や福祉関係者のスマートフォンなどに届く通信技術を活用した高齢者を見守る取組みであります。 県内においても広がりつつあるところであります。

例えばっていうことなんですけども、県内で最初に始めたのが伊達市でありました。伊達市の取り付けた高齢者からの声として、取り付けて、もう簡単で使いやすいって。コロナ禍で家族と簡単に会えない状況だから、見守ってもらえているような安心感があるというような声があったそうです。続いて、浪江町でも社会福祉協議会のほうで、今年4月から本格的に導入をするというようなことであります。

先ほどの答弁にもありましたように、町としてもさらに新しいサービスを検討しているっていうことでありますので、何らかの考えはあると思いますが、今お話した見守りの電球についての、一つの意見なんですけれども、これについてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

今ご提案のありました通信装置を内蔵した照明器具ということであります。非常に有力な機械だというふうに思っております。先ほど答弁の中で、緊急通報サービス、社会福祉協議会に委託しているという話をしたところでありますが、基となっているのが、従来の固定回線による通報システムが基本となっておりますので、現場では、今は各種携帯電話網が完備した時代になっておりますので、そういったものを利用できないかというふうな検討は既に始まっております。こうした現場で進んでおります中身の改善について、その中で、今ご提案のありました、いわゆるSIMが内蔵された照明器具についても併せて検討をさせていただいて、先ほども申し上げたとおり、試験的な取組みを通して、より優れた通報体制というものを完備していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で9番議員の質問を終わります。

○議長 15番影山初吉議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○15番(影山初吉議員) さきに通告しておきました1点について質問をいたします。 公衆トイレの設置についてであります。

町内の公衆トイレがある地区とない地区がありますが、ない地区について今後設置する考えはあるのか伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

〇町長 ただいまの質問にお答えいたします。

町内には、公園整備により9か所、ダム周辺整備で4か所、河川周辺整備で3か所、ふるさと創生事業などで3か所、コミュニティ助成事業、道路附帯設備としてそれぞれ2か所、その他整備事業などで8か所が整備されており、全部で31か所の公衆トイレがあります。今後の公衆トイレ整備については、町としての基本的な考え方を整理しなければならないと考えております。そのため、現況を把握するための調査分析を行い、現状の課題に対応した適正な配置、管理の在り方、さらにはバリアフリーなど、誰もが安心して快適に利用できる公衆トイレの整備に向け検討を進めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) 答弁をいただきました。その中で、誰もが安心して快適な利用できる公衆トイレの整備に向けて検討を進めて参りたいということであります。

そういう中で、町内を見ますと、荒町地区に公衆トイレが必要だと思われます。特に荒町地区は田村高校の通学路にもなっていますし、また、今回整備された三春花の丘公園を散策する人たちが増えると予想されます。誰もが安心して通勤・通学、観光ができる町であってほしいと願っています。利用頻度が多い荒町地区に、町有地、私有地を含め、公衆トイレの設置を急ぐべきと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 再質問にお答えいたします。

特に荒町地区、田村高校の通学路、あるいは、花の丘公園など利用が見込めるというふうなお質しでございました。町でもそのとおりだというふうには思っております。

ただ、先ほど言いましたとおり、全体で31か所もある公衆トイレ、ある意味、造るのは割と簡単なんですが、その後の維持管理に多少課題を抱えております。今まとめようとしている整備計画の中では、将来に向けてきちんと持続できる維持管理ができることを優先して決めていきたいというふうに思っております。必要性は十分認識しておりますので、まだ整備計画ができてない段階ではありますが、もし急遽こういったものを大至急具体的な提案があるということでありましたら、お話は聞かさせていただきたいと思います。そして、全体的な整備計画と齟齬が生じないような内容で、将来に向けて考えていきたいというふうに思っております。

基本的には、やはり公衆トイレ単独で造ることではなくて、できれば有人施設に併設あるいは隣接しているようなトイレが望ましいのではないかというふうには思っております。最近の例では、新町地区の消防屯所を造った際に、近所の方の利便性を向上するために、外部から利用できるトイレを造っていただいたことがございます。そういった優れた事例もございますので、そういった形で維持管理に目が届くような公衆トイレというのが、少なくても最低限は達成しなければいけないというふうに思っておりますので、そういったことも踏まえながら、今お質しの中にありました荒町地区の公衆トイレについては、意見を伺いながら、町としても判断、場合によっては整備ということも含めて、将来に向けて進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

- ○15番(影山初吉議員) 前向きに検討しますということですが、町内には31か所の公衆トイレがありますということですが、この利用頻度ですね。聞くところによりますと、田村高校生が登下校中にトイレを借りたくて駆け込むというような件数が結構あると聞いております。今まで田村高校生の通学路の動線に公衆トイレがなかったというのが不思議だと思いませんか。急を要して民家の家にも駆け込むときがあるというような話も聞いておりますので、これは早急に整備しなければならないと思います。当然町では、田村高校の魅力向上のためにいろんな予算をつけておりまして、取り組んでおるのは本当に評価させていただきますが、ハード面のトイレ設置なども至急、急いでやるべきだと思いますが、再度伺います。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 非常に喫緊の課題だという気持ちは十分に伝わりました。町では、田村高校の魅力 向上委員会など既につくっていただいて、その中で具体的な議論を交わしております。今い ただいた通学動線上の公衆トイレについても、現場の、ある意味、高校生の意見などが、現 状がどうなっているかも、きちんとお話を聞かさしていただいた上で判断して参りたいとい うふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で15番議員の質問を終わります。 これにて一般質問を終結します。

○議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、散会とします。ご苦労さまでした。

(散会 午前11時57分)

令和3年6月9日(水曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

2番 橋 本 善 次 3番 井 上 4番 新田信二 聡 5番 山 崎 ふじ子 6番 鈴 木 利 一 7番 佐藤一八 8番 三 瓶 文 博 9番 松 村 妙 子 10番 篠 崎 綳 11番 佐久間 正 俊 13番 影 山 常 光 14番 隂 山 丈 夫 15番 影 山 初 吉 16番 佐 藤 引

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋

書記 橋本 和宜

書記 林 有希奈

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町		長	坂	本	浩	之	
副	町	長	佐	藤	知	憲	

総務課長	宮 本 久 功	財務課長期田誠子
企画政策課長	渡辺淳	住 民 課 長 遠 藤 信 行
税務会計課長	荒 井 公 秀	保健福祉課長 佐久間 美代子
子育て支援課長	影 山 清 夫	産業課長 鴫原健二
建設課長	新 野 恭 朗	企 業 局 長 大 内 広 三
教 育 長	添田直彦	教 育 次 長 兼 本 間 徹 教 育 課 長
生涯学習課長	藤井康	

農業委員会会長 松崎正夫

代表監査委員 鈴木輝夫

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年6月9日(水曜日) 午後2時00分開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議
- 第3 付託議案の委員長報告並びに質疑
- 第4 議案の審議

議案第32号 町長の給与の特例に関する条例の制定について

議案第33号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 令和3年度三春町一般会計補正予算(第1号)について

議案第38号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第39号 令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第40号 令和3年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について

《議員提出議案》

発議第 6号 多核種除去設備等処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める意見書の提出について

発議第 7号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

発議第 8号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について

発議第 9号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就 学支援を求める意見書の提出について

5 会議次第は次のとおりである。

(開議 午後2時00分)

○議長 開会に先立ち、傍聴者の皆様へ申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策としてマスクを着けての傍聴にご協力をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、 お願いいたします。

ただ今出席している議員は14名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定 足数に達しており、会議は成立しました。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

………・・ 諸般の報告 ・・……

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、配付してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配付してある議場席次図のとおりであります。

………・・ 付託陳情事件の委員長報告並びに審議 ・・………

○議長 日程第2により付託陳情事件の委員長報告並びに審議を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。なお、付託された陳情事件が複数である場合は、一括して報告願います。

陳情第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」、並びに、陳情第7号「公文書 や広報に西暦と元号を併記することに関する陳情書」について

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた陳情事件2件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月7日第1委員会室において開会いたしました。

陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会

田村地区連合会 議長 小林和彦

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

地方財政の充実、強化が必要不可欠であることから、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立をめざすことが必要である。

このためには、防災、デジタル化対策など増大する地方自治体の財政需要に見合う地方一般財源総額の確保、新型コロナウイルス対策のワクチン接種体制構築などに対する十分な財源措置、子育て・生活困窮者自立支援など急増する社会保障経費の拡充、2020年度から始まった会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保、国税から地方税への税源移譲の抜本的な改善、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能を強化し、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、臨時財政対策費に頼らない地方財政を確立するため地方交付税の法定率を引き上げること。

以上について、財務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全 員一致、採択すべきものと決しました。

陳情第7号 公文書や広報に西暦と元号を併記することに関する陳情書

陳情者 三春町字清水55

大河原さき

本陳情は、次の事項を求めるものであります。

陳情事項

三春町行政文書や広報、三春町議会広報などに、西暦と元号の併記を求める。

以上について、総務課長及び議会事務局長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、現状を踏まえ、可能なものより全庁で取り組んでいくべきとの意見を付して、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

- ○議長 これより陳情第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」の討論を 行います。
- ○議長 討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で陳情第3号の討論を終結します。

陳情第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」について採決します。

○議長 お諮りします。本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

- ○**議長** これより陳情第7号「公文書や広報に西暦と元号を併記することに関する陳情書」 の討論を行います。
- ○議長 討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で陳情第7号の討論を終結します。

陳情第7号「公文書や広報に西暦と元号を併記することに関する陳情書」について採決します。

○議長 お諮りします。本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

○議長 陳情第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学 支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月7日、第3委員会室において開会いたしました。

陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援 を求める意見書」の提出を求める陳情書

陳情者 福島市上浜町10の38

福島県教職員組合

中央執行委員長 國分俊樹

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学並びに修学を保障する ため、令和4年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分 な就学支援に必要な予算確保を行うために、国の関係機関に意見書を提出すること。

以上について、教育課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全 員一致、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

- ○議長 これより陳情第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書の討論を行います。
- ○議長 討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で陳情第4号の討論を終結します。

陳情第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学 支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について採決します。

○議長 お諮りします。本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択とすることに異議あり

ませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

○議長 陳情第5号「多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する陳情書」、並びに、第6号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情」について

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた陳情事件2件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月7日、全員協議会室及び第4委員会室において開会いたしま した。

陳情第5号 多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する陳情書

陳情者 三春町桜ヶ丘4の2の15

モニタリングポストの継続配置を求める市民の会・三春

共同代表 大河原さき、二瓶朝夫

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

「多核種除去装置等処理水」の海洋放出を決めた政府の決定の撤回と陸上保管することを求める意見書を国に提出すること。

以上について、住民課長の同席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、 当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

陳情第6号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情

陳情者 郡山市大槻町古屋敷54の3

郡山地方農民連

会長 宗像孝

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

- 1 コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、 需給環境を改善するとともに米価下落に歯止めをかけること。
- 2 コロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること。
- 3 国内消費に必要のない外国産米 (ミニマムアクセス米) について、国産米の需給状況に応じて輸入数量抑制を直ちに実行すること。

以上について、産業課長の同席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、 当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

- ○議長 これより陳情第5号「多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する陳情書」の討論 を行います。
- ○議長 討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で陳情第5号の討論を終結します。

陳情第5号「多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する陳情書」について採決します。

○議長 お諮りします。本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

- ○**議長** これより陳情第6号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情」の討論を行います。
- ○議長 討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で陳情第6号の討論を終結します。

陳情第6号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情」について採決します。

○議長 お諮りします。本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

………・・ 付託議案の委員長報告並びに質疑 ・・………

○議長 日程第3により、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過 と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月4日に日程設定を行い、6月7日、8日及び9日の4日間、第1委員会室 において開会いたしました。

議案第32号 町長の給与の特例に関する条例の制定について

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、 全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 令和3年度三春町一般会計補正予算(第1号)について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、 所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

- **○議長** 経済建設常任委員会委員長。
- ○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月4日に日程設定を行い、6月7日、8日及び9日の4日間、全員協議会室 及び第4委員会室において開会し、6月7日には、現地調査も行いました。

議案第35号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

以上2案について、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査 いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 令和3年度三春町一般会計補正予算(第1号)について

建設課長及び産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

- ○**議長** 文教厚生常任委員会委員長。
- ○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、6月4日に日程設定を行い、6月7日、8日及び9日の4日間、第3委員会 室において開会いたしました。

議案第33号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

以上3案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査 いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 令和3年度三春町一般会計補正予算(第1号)について

子育て支援課長、生涯学習課長、教育課長、住民課長及び保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第40号 令和3年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について

以上2案について、保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に 審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○**議長** ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 発議第6号につきましては、委員会に付託せず全員協議会で審査を行いましたので申し添

えます。

.....・・ 議案の審議 ・・......

○議長 日程第4により、議案の審議を行います。

議案第32号「町長の給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第33号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第34号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第35号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第36号「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第37号「令和3年度三春町一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第38号「令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を 議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第39号「令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第40号「令和3年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発議第6号「多核種除去設備等処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める意見書の提出について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただ今、総務常任委員会委員長より、発議第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」、経済建設常任委員会委員長より、発議第8号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について」、文教厚生常任委員会委員長より、発議第9号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第7号及び発議第8号、発議第9号を日程に追加し、議題とすることに決定 しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書 配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 発議第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 発議第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」 地方自治法第99条の規定により、地方財政の充実・強化を求める意見書を、別紙のとお り関係機関に提出するものとする。

令和3年6月9日提出

提出者 三春町議会総務常任委員会 委員長 鈴木利一

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

令和3年6月9日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

- ○議長 質疑なしと認めます。
- ○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○**議長** 発議第8号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について」を議題と します。

提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 発議第8号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和3年6月9日提出

提出者 三春町議会経済建設常任委員会 委員長 佐久間正俊

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

令和3年6月9日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

- ○議長 質疑なしと認めます。
- ○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 発議第9号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発議第9号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒 の十分な就学支援を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和3年6月9日提出

提出者 三春町議会文教厚生常任委員会 委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

令和3年6月9日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○**議長** ただ今の説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

- ○議長 質疑なしと認めます。
- ○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)
- ○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

···········• 町長挨拶 • • ··········

○議長 本定例会6月会議に付された事件はすべて終了しました。 ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

〇町長 ただ今は全議案可決いただきましてありがとうございました。これからコロナ対策、特に 円滑なワクチン接種の遂行に向けて努力して参ります。

また、これからの季節、猛暑や大雨が心配されますが、警戒を怠ることなく、仕事を進めて参りたいと存じております。

引き続き体調に気をつけていただきまして、ご指導・ご鞭撻をお願い申し上げ、6月会議の閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。お疲れ様でした。

○議長 以上で、令和3年三春町議会定例会6月会議を散会します。ご苦労様でした。 (閉会 午後2時43分) 上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月9日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐藤 弘

署名議員橋本善次

署名議員 井上 聡

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第32号	町長の給与の特例に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第33号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について	全員	原案可決
議案第34号	三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について	全 員	原案可決
議案第35号	三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の 制定について	全 員	原案可決
議案第36号	三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制 定について	全 員	原案可決
議案第37号	令和3年度三春町一般会計補正予算(第1号)について	全 員	原案可決
議案第38号	令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)について	全 員	原案可決
議案第39号	令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	全 員	原案可決
議案第40号	令和3年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)に ついて	全員	原案可決
発議第 6号	多核種除去設備等処理水の海洋放出方針決定の撤回 を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
発議第 7号 (追加発議)	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
発議第 8号 (追加発議)	新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の 提出について	全 員	原案可決
発議第 9号 (追加発議)	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児 童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出につ いて	全 員	原案可決